

# 第29回 浦安市墓地公園運営審議会 議事録

令和2年12月25日開催

浦安市 環境衛生課

## 1. 開催日時

令和2年12月25日（金） 14時00分 ～ 16時00分

## 2. 開催場所

浦安市文化会館 3階 大会議室

## 3. 出席者

- 委員 8名  
喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、前田委員、大塚委員、石川委員、渡邊委員
- 事務局 7名  
環境部 橋野部長、大塚次長  
環境衛生課 楨課長、内田課長補佐、遠藤係長、高橋係員、駒田係員
- 傍聴人 4名

## 4. 次第

開会

- 議事
  - (1) 前回の議事内容の確認
  - (2) 墓所の返還支援
  - (3) 次回の審議日程

## 5. 本審議会の概要

今年度、第3回目の開催となった、第29回浦安市墓地公園運営審議会は、浦安市文化会館、大会議室で行われ、喜多村会長による議事進行の元、前回の議事内容（墓所の使用期間更新について）の補足説明や今回の議事内容（墓所の返還希望者等を対象として新たに創設する新事業について）の説明を行った。

## 6. 議事における質疑応答

- (事務局) ～前回の議事内容（墓所の使用期間更新）について補足説明した。～
- (委員) 墓所更新使用料の算定内訳にある職員対応経費について詳しく伺いたい。
- (事務局) 職員対応経費は、最初に墓所を使用いただく際に徴収する墓所使用料の算定内訳として計上しており、更新年数に応じて徴収する墓所更新使用料についても、今後の墓所の運営費に充てるものとして、職員対応経費分を引き続き計上しております。
- (委員) 更新使用料の納付については、30年更新に加えて、更新希望者の経済的負担軽減に配慮した10年更新の選択肢を用意しているのですが、事務手続きの煩雑さが懸念される分割納付の規定は、導入する意義は乏しいのではないかと？

(事務局) おっしゃるとおり、分割納付を認めた場合、事務手続きが煩雑になることに加えて、分割納付者をシステム等で一括管理する上で、コスト負担が重くなるといった側面もございます。

(委員) 分割納付の規定を導入するのではなく、更新手続きについて、その都度、相談に応じる体制を整えれば十分なのではないか？

(委員) 事務局の説明では、更新使用料に関する周知期間が短いことを考慮して、一括納付に苦慮する更新希望者を対象に、分割納付を認めてはどうかのご提案でしたので、更新希望者の経済状況等によっては、一定期間の支払猶予を認めるといった緩和措置を設けることは必要かもしれない。

(事務局) ご指摘を踏まえ、分割納付は、明文規定の導入は見送ることとさせていただきます。事務局としては、墓所更新使用料の支払いは、一括納付を原則としつつ、納付に関する相談については、経済状況等を踏まえて柔軟に対応したいと考えております。

(事務局) ～今回の議事内容（墓所の返還支援）について説明した。～

**（新事業①：合祀室改葬等許可制度に関する質疑）**

(委員) 継続で使用する墓所使用者は、墓所を返還せず、カロート（納骨室）の収容数を超えた骨壺のご遺骨を、有償にて、合祀室に改葬できるとのことですが、合祀室は使用せず、複数の骨壺のご遺骨を一つの骨壺にまとめるといったカロート整理の方法についても併せて検討してよろしいのでしょうか？

(事務局) 合祀室への改葬には料金がかかりますので、代替策として、おっしゃられた方法で、カロート整理をしていただいても大丈夫です。

(委員) 墓所を返還する使用者が、カロートのご遺骨を墓地公園の合祀室に改葬する場合、1骨につき、35,000円の合葬式墓地（直接合祀型）使用料を負担することになるのでしょうか？

その場合、墓所を返還するより更新した方が安価となるケースも考えられることから、墓所の返還希望者が、費用負担の軽い更新を選択してしまうことは考えられないか？

(事務局) 墓所の返還を前提として、墓所から合祀室へご遺骨を改葬する場合は、合葬式墓地（直接合祀型）使用料の負担はございません。

一方で、墓所の返還にあたって、使用者（及びその配偶者）が入るお墓を確保するため、生前に合葬式墓地を予約する場合や、引き続き墓所を使用するなかで、一部の埋蔵骨を整理する場合は、1体につき、35,000円の合葬式墓地（直接合祀型）使用料を負担いただきます。

(委員) 墓所返還者が合祀室の使用を希望される場合、埋蔵されているご遺骨の改

葬を無償で認めるとのことで、墓所返還者からすれば、大変手厚い制度ですが、本制度の運用開始に伴い、市の財政状況が厳しくなるといった懸念はないのか？

(事務局) 合祀室改葬等許可制度は、墓所使用者からいただいた墓所使用料の一部を還元する制度として考案しており、一般財源からの支出は考えていません。

(事務局) ~今回の議事内容（墓所の返還支援）について説明した。~

(新事業②：墓石撤去費等助成制度に関する質疑)

(委員) 墓石撤去に係る助成金の交付は、貸付と給付どちらでしょうか？

(事務局) 助成金の交付は一律給付で検討しています。

(委員) この制度は、墓所返還に係る墓石撤去等の費用を市で負担するという、墓所返還者にとって、非常にありがたい制度かと思います。本制度の運用にあたっては、墓所の返還を検討する使用者に積極的にご活用いただけるよう、本制度内容をわかりやすく周知いただければと思います。

(事務局) 墓所の使用更新の内容と併せて、本事業を周知したいと考えています。

(委員) 代理受領規定は、墓所使用者に墓石撤去費を一時負担させることなく原状復旧できるという点で、賛同できるが、墓所使用者が墓石建立者から承諾を得ず、墓石を撤去したことにより、親族間の紛争から、市に責任を迫及するトラブルに発展するケースも近年増えてきているので、代理受領規定を導入する場合は、そういったケースも想定して慎重に運用していただきたい。

(事務局) 助成金の代理受領規定については、ご指摘いただいた懸念事項を改めて精査したうえで、運用方法を検討したいと思います。

(委員) 墓碑撤去等にかかった費用を、市で全額支援する方針であれば、助成金の上限額を設定する必要はないのではないかと？また、兵庫県明石市は、墓じまい支援を時限措置で行っているが、浦安市では本制度をどのように運用する考えなのか？

(事務局) 墓所使用者の意向で、代々お世話になっていた市外の石材店に墓石撤去をお願いする場合、市で見積調査を行った市内の石材店と比べて、出張費等、費用負担が大きくなることも考えられますので、1使用者に対して支給する助成金額については、公平性を図るため、一定の上限を設けています。

本市としましては、使用期間の満了を迎える使用者だけではなく、使用期間の途中で返還を検討する使用者からも、必要な時期に本制度を申請いただきたいと考えていますので、恒久的な制度で運用する方針です。

(委員) 墓所の無縁化抑制を図るために、墓石の撤去から合祀室への改葬まで、手厚く市で支援される考えであれば、墓所の返還希望者に対して、原状復旧の

免除を認める（墓じまいを市で代行する）方針を積極的にPRした方が、成果を上げる上では効果的ではないか。

（事務局） 墓所の返還希望者が高齢な場合や遠方に居住している場合は、委任状を受けることを条件に、墓じまいを市で代行することを検討していますが、墓じまいは、当事者責任の元、使用者が主体的に行うことが望ましいことや、墓じまいと併せてご自身で閉眼供養などの法要を行いたいといったニーズもあるかと思しますので、そういった点も配慮しまして、本制度を適正に運用したいと考えております。

（委員） 墓所使用者からの委任を受けて、市が墓じまいを代行する場合は、可能な限り、墓所使用者の気持ちに配慮した上で、墓じまいを進めていく必要があると思う。

（事務局） 墓じまいは、墓所使用者の責任で行うのが望ましいですが、高齢等で本人による手続きが困難な場合等は、可能な限り、墓所使用者の意向に沿った形で墓じまいを代行したいと考えております。

（委員） 墓じまいは、使用者が現地に赴き、ご遺骨の数や改葬先などを確認したうえで執り行うことが本来のあり方だと思いますので、原状復旧の免除を認める（墓じまいを市で代行する）ことによって、使用者の当事者意識の怠慢に繋がらないような運用方法をご検討いただきたい。

（事務局） ご指摘いただいた内容を踏まえ、運用方法を検討します。

（委員） 墓じまいは、使用者責任のもとに進めていただくのが原則であるという考え方からすれば、墓じまいにかかる費用負担についても、使用者には一定の負担があってもいいのではないかと思います。

（事務局） 助成金の上限額については、適正な額となるよう改めて検討いたします。

## 7. 次回の審議日程

令和3年1月25日（月）に答申書を浦安市長に対して提出することにつき、承認いただいた。

※なお、新型コロナウイルス感染症、第3波の拡大状況を踏まえ、必要に応じて書面による会議に切り替え、次回の開催日までに答申書（案）を了承いただくことについても併せて承認いただいた。

## 8. 問い合わせ先

環境部 環境衛生課 墓地公園係 TEL 047-712-6526